

# 外務省海外安全情報

## ヨーロッパ・アジア・北米・オセアニア

### <ヨーロッパ>

#### クロアチア

●中央陸部から一部の中部海岸付近にかけての地域及び東スラボニア地域（セルビアとの国境付近）

：「十分注意してください。」（旧紛争地域で、地雷の埋まっている可能性があるため）

#### ロシア

●チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方を除く地域（首都モスクワ市を含む）

：「十分注意してください。」（テロや反政府デモ・暴動が発生する恐れがあるため）

### <アジア>

#### インド

●ジャンム・カシミール州の管理ライン付近、スリナガルとその近郊及びラダック地域を除く地域、スリナガルとその近郊、マニプール、アッサム、ナガランド、トリプラ、メガラヤ各州、マハーラーシュトラ州東部地域ガドチオリ県、ゴンデア県及びチャンドラプル県、アンドラ・プラデシュ、テランガナ、オディシヤ、チャットティースガル各州の高原奥地、ジャールカンド及びビハール両州の農村地域を除くインド全域（デリー、コルカタ、チェンナイ、ムンバイ、ベンガール等の大都市を含む）

：「十分注意してください。」（テロが発生する恐れがあるため）

#### ネパール

●極西部（カイラリ郡、バジャン郡、バジュラ郡、アチャム郡）、中西部（バケ郡、スルケット郡、ジウムラ郡、ダン郡、バルディア郡、ロルパ郡、ルクム郡、サリヤン郡、ジャジャルコット郡、カリコット郡、ダイレク郡、ピュータン郡）、中部（パルサ郡、バラ郡とラウタハト郡の各インド国境付近及び両郡境南方、サルラヒ郡、マハッタリ郡、ダヌシャ郡、シラハ郡とサプタリ郡の各東西マヘンドラハイウェイから南方、を除く地域（フムラ郡、ムグ郡、ムスタン郡、マナン郡、ラスワ郡、ソルクンブ郡のクンブ地区を除く）

：「十分注意してください。」（反政府行動が起こる可能性があるため）

#### スリランカ

●北部州（国道A9号線から東のムライティブ県内）を除く地域

：「十分注意してください。」（治安が悪化する可能性があるため）

#### タイ

●ナラティワート県、ヤラー県、パッタニー県及びソクラー県の一部（ジャナ郡、テーパー郡及びサバヨーイ郡）、ソクラー県（ジャナ郡、テーパー郡及びサバヨーイ郡を除く）、シーサケート県のプレアビヒア寺院周辺地域（同県のカンボジアとの国境地域東部）を除く全土：

：「レベル1：十分注意してください」

（不測の事態が発生する可能性があるため、また、ジカウィルス感染症の流行）

#### カンボジア

●全土：「十分注意してください」（スリ、ひったくりや置き引きの被害が多発しているため）

#### ミャンマー

●カチン州、ラカイン州、シャン州北部（除く、ラショー、チャウマー、ティーボーの都市部）を除く全土

：「十分注意してください」（異宗教間対立に起因する住民間の衝突等が発生している為）

#### ラオス

●サイソンブン県（旧ビエンチャン県サイソンブン郡、ホム郡及び旧シェンクワン県タートーム郡）（但し、国道1D号線は除く）、シェンクワン県クーン郡南部（但し、国道1D号線は除く）及びパーサイ郡中部及び南部を除く全土

：「十分注意してください」（ひったくりや交通事故が増加しているため）

#### インドネシア

●パプア州ブンチャックジャヤ県及びミミカ県・中部スラウェシ州ポソ県、を除く全ての地域（首都ジャカルタ及びバリ島を含む）

：「十分注意してください」（主要都市では国内政治の動きと共に学生・労働組合をはじめとする大小さまざまなデモが発生する可能性がある為）

#### フィリピン

●ミンダナオ地域（カミギン州、ディナガット・アイランズ州、カガヤン・デ・オロ市、ダバオ市及びジェネラル・サントス市を除く）（周辺海域を含む）、バラワン州南部（プエルトプリンセサ市以南の地域）を除くマニラ首都圏を含む全地域

：「十分注意してください」（強盗、窃盗、詐欺、恐喝の被害が増加しているため）

＜外務省海外安全情報とJTBグループの旅行の取扱基準＞

種別	内容	JTBグループの取り扱い基準	
		企画旅行	手配旅行
十分注意してください。	その国・地域への渡航・滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	<p>①原則として通常どおり催行するが、販売個所は契約前にお客様に対し、外務省海外安全情報をお渡ししご案内する。</p> <p>②旅行契約後、出発までの間に発出された場合は、販売個所が速やかに上記①と同様の方法により対応する。また、発出された時点で実施中の旅行については、催行個所が添乗員または現地幹旋個所を通じて速やかに上記と同様の方法等により対応する。</p> <p>●取消料は原則として収受する。例外的な取扱をする場合は、JTBグループ本社において決定し、各個所に通知する。</p> <p>③催行個所及び現地幹旋個所は安全及び衛生に関する(感染症など)情報の入手に努め、十分な対策を講じた上で旅行を催行する。</p> <p>④販売個所は催行個所の安全及び衛生に関する情報ははじめとする現地の最新情報をお客様にご案内するよう努める。</p>	<p>①催行(販売)個所は契約前にお客様に対し、外務省海外安全情報をお渡ししご案内する。</p> <p>②旅行契約後、出発までの間に発出された場合は、催行(販売)個所が速やかに上記と同様の方法等により対応する。</p> <p>③旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様(契約責任者)となる。(取消料、変更に伴う費用等が生じる場合はお客様負担となる)</p>
不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	<p>①原則として催行中止する。</p> <p>②情報が発出された時点で実施中の旅行については、速やかに次により対応する。</p> <p>ア) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、「不要不急の渡航中止」地域であること、その外務省海外安全情報をお客様にお渡しの上ご説明する。</p> <p>イ) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかに旅程変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じる。(旅程変更に伴う費用はお客様負担) 添乗サービスは提供する。</p> <p>③ア) 催行個所が、安全性が説明でき、(十分な)安全措置が取れると判断した場合、本社旅行実施検討委員会に所定様式により旅行実施の申請を上げることができる。</p> <p>イ) 同委員会に申請を受け速やかに当該国(地域)への旅行実施の是非の判断を行う。</p> <p>ウ) 同委員会により旅行実施可能と判断された場合、催行個所は、契約前にお客様に対し「不要不急の渡航中止」地域であることとその外務省海外安全情報、及び安全措置の説明を行った上で旅行を実施することができる。なお、対応方はJTBグループ全体で統一する。</p> <p>エ) 上記の措置をとる場合でも、危険情報が発出された時点から同委員会を実施可能と判断されるまでは、全ての企画旅行は催行中止とし、実施中の旅行については上記②のとおり対応する。</p> <p>●取消料 旅行を中止する国(地域)は収受しない。 旅行を実施する国(地域)は原則として収受するが、例外的な取扱をする場合は、JTBグループ本社において決定し、各個所に通知する。</p> <p>④旅行契約後、出発までの間に発出された場合は、販売個所が速やかにお客様に対し、外務省海外安全情報をご案内する。</p> <p>⑤募集パンフレット等を作成する段階で本情報が発出されている場合は、「不要不急の渡航中止」地域であることを注記した上でパンフレット掲載を行うことは可能。(旅行実施検討委員会により旅行実施が認められる場合は通常どおり掲載)</p>	<p>① 催行(販売)個所は契約前にお客様に対し、「不要不急の渡航中止」地域であること、その外務省海外安全情報をお渡ししご案内する。また、添乗サービスは提供できないが、渡航手続代行および空港幹旋の業務についてのみ、十分な安全確保のもとに可能とする。</p> <p>② 情報が発出された時点で実施中の旅行については、外務省海外安全情報をお客様にお渡ししご案内する。</p> <p>③ 左記③により企画旅行を実施する国(地域)については、契約前にお客様に対し「不要不急の渡航中止」地域であることとその外務省海外安全情報、及び安全措置の説明を行う。添乗サービスは提供できる。</p> <p>④旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様(契約責任者)となる。(取消料、変更に伴う費用等が生じる場合はお客様負担となる)</p>
渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々へ退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります)	<p>①催行中止する。</p> <p>②情報が発出された時点で実施中の旅行については、速やかに次により対応する。</p> <p>ア) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、「渡航中止勧告」「退避勧告」が発出されたこととその外務省海外安全情報をお客様にお渡しの上ご説明する。</p> <p>イ) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかに旅程変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じる。(旅程変更に伴う費用はお客様負担)</p>	<p>①契約前にお客様に対し、「渡航中止勧告」「退避勧告」が発出されたこと、その外務省海外安全情報をお渡ししご案内する。</p> <p>②添乗サービスはご提供できないことをご案内する。</p> <p>③情報が発出された時点で実施中の旅行については、外務省海外安全情報をお客様にお渡ししご案内する。</p> <p>④旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様(契約責任者)となる。(取消料、変更に伴う費用等が生じる場合はお客様負担となる)</p>
退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	<p>③旅行契約後、出発までの間に発出された場合は、販売個所が速やかにお客様に対し、外務省海外安全情報をご案内する。</p>	